令和７年第１２回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和７年１２月１０日、１４時００分に朝倉地域生涯学習センター会議室１において、第１２回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１４名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊　由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田　豊年
２６番　安陪　廣重（欠席）	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松
２９番　小島　廣美	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明
３２番　岩下　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
・議案第　３号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　４号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　５号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長	中　村　敬一郎
事務吏員	渡　辺　　晃
事務吏員	川　波　貴　敬
事務吏員	岩　切　範　宏

７．本会議に出席した他課の職員

農業振興課	事務吏員	森　田　誠　市
農地改良復旧室	計画管理係長	石　井　宏　明
農業改良復旧室	事務吏員	斉　藤　圭　祐

（　開会　１４時００分　）

８．議　事

議　長　ただ今より、令和７年第１２回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１８名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１４名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１８番林委員、１番井上委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
４ページまで１６件ございます。以上、報告いたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１６番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、以上で報告第１号を終わります。
５ページをお開きください。
次に議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

農業振興課　（森田）詳細について説明

議　長　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
７ページをお開きください。
次に議案第２号「市営土地改良事業の換地計画に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農地改良復旧室の説明を求めます。
　　農地改良復旧室挙手
議　長　　農地改良復旧室。
農地改良復旧室　（斎藤）詳細について説明
議　長　　農地改良復旧室の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
　　１０ページをお開きください。
　　次に議案第３号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
　　審議番号１番から３番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番から３番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番から３番を一括として、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第３号は承認とし、市長へ通知いたします。
　　次に、議案第４号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
　　審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の１８番林委員、３３番熊谷委員を指名いたします。
　　次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の４番信國委員、２１番高良委員を指名いたします。
　　次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の３番星野委員、３２番岩下委員を指名いたします。
次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の４番信國委員、２１番高良委員を指名いたします。
次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号５番について、担当地区委員の１４番山内委員、３０番小林委員を指名いたします。
次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号６番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号６番について、担当地区委員の７番大隅委員、２７番松岡委員を指名いたします。
審議番号１番から６番を一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番から６番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第４号は可決されました。
１３ページをお開きください。
次に、議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　１２番水上委員。
１２番　（水上委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は遠方に住んでおり、農業をしていないため、譲受人に元々貸していたこともあり、譲渡人の要望で贈与するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２８番　（山﨑委員）ありません。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　１２番水上委員。
１２番　（水上委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。申請土地は、元々数十年前は譲受人の土地であったそうですが、諸事情で売買することになったそうです。譲渡人は兼業で農業を行っていますが、規模縮小をしているそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は父より相続しましたが、農業をしていないため、譲受人は相手方の要望で売買に応じたものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
次に、審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手
議　長　９番空閑委員。
９番　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は高齢のため、譲受人は相手方の要望によるものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２４番　（井上委員）譲渡人は荒らしていますが、譲受人が整地され問題ないと思います。
議　長　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　議長を交代しました。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は、親戚関係にあります。現在、譲受人が申請土地を耕作しています。譲渡人は相続していましたが耕作しておらず、離農ということで譲受人に贈与するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
副会長　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
議長を樋口会長と交代します。
議　長　議長を交代しました。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　１５番田中委員。
１５番　（田中委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地の両隣を耕作してある譲受人が営農効率を上げるために要望していたものを譲渡人が売買に応じたものです。桃を作付けされるそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２５番　（大内田委員）ありません。
議　長　審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１７番畑委員。
１７番挙手
議　長　１７番畑委員。
１７番　（畑委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は規模縮小。譲受人は相手方の要望によるものです。この土地は、北川の下流域にある土地ですが、４０年ほど前から荒れた農地でした。８年前の災害で被害に遭いました。最近復旧が終わりましたが、ここで営農するには厳しいような状態です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２２番　（日野委員）ありません。
議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４０分まで休憩します。

１４時３０分休憩
１４時４０分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１５ページをお開きください。次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の理由と目的は、県事業の水路工事に伴い資材置場、現場事務所等が必要となることから一時的に整備するものです。来年の田植えまでには工事を終え、表土を戻すそうです。農地法の運用は、農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。特に問題等はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）ありません。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的と理由は、目的に適した立地であることから、コインランドリーを建築し、収入を得るものです。契約は賃貸借です。参考事項として、第一種住居地域、一体開発する宅地が４５．９８㎡、コインランドリー３７１．９３㎡、駐車場１２台、農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２７番　　（松岡委員）ありません。
議　長　　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
１７番　　（畑委員）コインランドリーにはトイレはないのですか。
事務局　　（川波）トイレは設置される予定です。
議　長　　コインランドリーなので洗濯した雑排水なども流すでしょうね。どうなっていますか。
事務局　　（川波）汚水、雑排水は下水管に接続するようになっています。
議　長　　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１４時５０分　）